

## 公益社団法人 東京都助産師会 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都助産師会定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費（以下「会費等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費等)

第2条 定款第7条に規定する会費等は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員の年会費は、金9,000円と地区分会支援金1,000円とする。尚、新入会員は入会金2,000円を支払う。

(2) 賛助会員の年会費は個人3,000円、団体50,000円とする。

(3) 前各号の規定にかかわらず公益社団法人日本助産師会名誉会員は当会の会費を免除する。

2 各地区分会は、前項の年会費とは別に年5,000円を上限として、当該地区分会が定める地区分会費を当該所属の会員から徴収することができる。

### (会費の使途)

第3条 前条の会費等は、1%以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

### (納入方法)

第4条 第2条第1項の会費の支払は、原則として指定口座からの自動引き落としの方法による。

2 年会費の納入期限は、原則として毎年2月25日とし、同日に翌年度分を指定口座から自動引き落としする。尚、入会金は入会后速やかに支払う。

### (改訂)

第5条 この規程の改訂をする場合は、社員総会の決議を経て行うものとする。

### (施行期日)

第6条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による公益認定を受けた日から施行する。